

介護職員等処遇改善計画書（兼通知書）

居宅介護支援事業 社員 各位

株式会社日本エルダリーケアサービス

代表取締役 二ノ宮 博宣

介護職員等処遇改善加算に基づき支給された給付金を、2026年6月より下記のとおり支給します。

記

1 給付金支給対象者及び金額

区分	職種	項目	月額支給額	一時金支給
正社員	介護支援専門員	処遇改善手当	9,000円～11,000円/月	4月
有期社員	介護支援専門員	処遇改善手当	4,500円～8,250円/月	4月

※ 介護職員等処遇改善加算に基づき支給された給付金より、上記の支給に伴い増加する法定福利費（会社負担分）を控除した額（以下、処遇改善加算支給額という）を支給する。

<項目詳細>

- ・昇給額は、正社員については8,000円/月とする。
- ・有期社員は雇用契約時間が週30時間未満の者は上記正社員の月額の1/2、同雇用契約時間が週30時間以上の場合は月額の3/4を支給する。
- ・昇給額と合わせて、勤続手当として勤続3年以上は正社員に3,000円/月、有期社員に1,500円～2,250円、勤続3年未満については正社員に1,000円/月、有期社員に500円～750円を処遇改善手当に含め支給する。

<勤続3年以上の考え方>

- ・入社月の3年後にあたる同月1日を基準とする

※2023年7月に入社した者は「勤続3年以上」とみなし、本支給の対象とする。

※勤続年数は、雇用区分（正社員、有期社員）の変更にかかわらず、初回入社日より通算する。

※退職後に再雇用された場合、勤続年数は再雇用日を起算日として新たに計算し、以前の在籍期間は通算しないものとする。

2 給付金の支給対象となる対象月及び支給月

対象月：2026年6月～2027年3月 支給月：2026年7月～2027年4月

月額支給額は、対象月の翌月の給与にて支給する。

加算受給総額に対して残額が生じた場合は、一時金として2027年4月度給与にて支給する場合がある。

4 留意事項

上記支給項目や金額について、介護保険法や会社の動向により変更する可能性があるが、変更時は事前に通知する。

一時金の支給については、一時金支給月に給与支給対象である者に限る。また、対象期間中に懲罰対象となった社員は、原則一時金支給の対象外とする。

尚、職場環境等要件については、ホームページに掲載するものとする。

以上